

各事業者 御中

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
会 長 川 原 武 男

一般競争入札の執行について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、希望する場合は事前に連絡をお願いいたします。

記

1 入札に付する事項（仕様書のとおり）

ぐんま地域福祉権利擁護センター業務に関する事務処理等業務

2 参加資格

- (1) 労働者派遣法に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること
- (2) 群馬県内に本社または支社があること

3 入札方法

入札書については、作業時間における1時間あたりの単価（税込）を見積もることとする。

4 一般競争入札及び開札

- (1) 日時 令和6年8月5日（月）11:30～12:00 予定
- (2) 会場 県社会福祉総合センター6階 601研修室（前橋市新前橋町13-12）

5 その他

参加を希望する場合は、令和6年8月1日（木）17:00までに担当へご連絡ください。

事務担当；地域福祉課 大野

TEL027-255-6032

(別紙)

ぐんま地域福祉権利擁護センターにおける事務処理等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ぐんま地域福祉権利擁護センター業務における事務処理等業務

2 派遣労働者の勤務場所

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 地域福祉課

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

3 派遣期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

4 派遣人数 1名

5 業務時間

午前9時～午後5時までの時間、1日7時間（休息时间：基本的に午後0時～午後1時）

6 業務内容 ぐんま地域福祉権利擁護センター業務における次の業務とする。

- (1) 日常生活自立支援事業に関する契約等にかかる処理（パソコン入力）
- (2) 日常生活自立支援事業に関する報告とりまとめ
- (3) ぐんま地域福祉権利擁護センターにおける研修・会議の係員業務（月1～2回）
- (4) 電話及び来所者の対応、郵送物発送、事務補助

7 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、派遣事業者が責任を持って代替人員の確保を図ること。

ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から派遣先は代替人員の派遣を求めないことがある。

8 派遣労働者の交代

本会において、派遣労働者が6「業務内容」について、その執行が能力的に困難と認められる場合は、その交代を請求し、派遣事業者は派遣労働者を交代するものとする。

また、派遣労働者が交代する場合には、その旨を事前に派遣先に通知するとともに、後任派遣労働者に数日間事務引き継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう措置を講ずること。

なお、これらの場合の経費負担は派遣事業者のものとする。

9 契約の解除

派遣労働者に次の事項に該当する行為があったときは契約を解除できるものとする。

- (1) 不正の行為があったとき
- (2) 正当な理由なく業務が著しく遅延し、または業務に着手しないとき
- (3) 正当な理由なく派遣先の指示に従わないとき
- (4) 業務状況が著しく誠意を欠くと認められるとき

10 その他

契約履行中に知り得た情報を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、契約期間が終了した後も同様とする。